

少額調達案件見積依頼

(オープンカウンター方式)

- 1 件名
研削といし特別教育外3件
- 2 受講科目及び人員
仕様書のとおり
- 3 規格等
仕様書のとおり
- 4 講習期間
令和元年10月1日から令和2年3月31日まで
- 5 講習場所
各講習実施場所
- 6 その他
 - (1) 請負業者は仕様等に疑義がある場合には、皇宮警察本部会計課担当官（以下「担当官」という。）に説明を求めるものとし、見積書提出後、仕様の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
 - (2) 上記のほか、詳細については、担当官の指示によること。
- 7 見積書提出期限
令和元年9月26日（木）17時15分

仕 様 書

1 内容

労働安全衛生法に定める安全教育及び人事院規則に定める安全保持に係る教育を実施して、労働災害の予防を図るもの。

2 講習期間

令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

3 受講科目及び人員

(1) 労働安全衛生法第59条による特別教育

- ・研削といし（グラインダー） 2名
- ・アーク溶接機 2名

(2) 労働安全衛生法第60条による安全衛生教育等

- ・振動工具（エンジンカッター） 2名
- ・刈払機（草刈り機） 10名

4 講習条件

- (1) 労働安全衛生法第59条に定める特別教育及び同法第60条に定める安全衛生教育の実施機関であること。
- (2) 皇居（東京都千代田区）から2時間以内で通学可能な教育機関であること。
- (3) 業務の都合上、急なキャンセル等に柔軟に対応できること。

5 その他

- (1) 講習料の支払いは講習修了後の請求書を受け付けた後の後払い（金融機関経由による振込）が可能であること。
- (2) 受講人員は予定数であり、増減する場合があるため、各講習別に一人あたりの単価を示すこと。
- (3) その他の事項は、担当者との協議とする。